

報告第15号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 件名及び契約名 | 令和2年第1回杉並区議会定例会において議案第19号により議決を得た「(仮称)杉並区立阿佐谷地域区民センター等複合施設建設建築工事」 |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 金1,980,000,000円
変更後の契約金額 金1,981,364,000円
契約金額の増額 金1,364,000円 |
| 3 変更理由 | 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約金額の変更を行ったため。 |
| 4 専決処分年月日 | 令和2年7月27日 |